

令和7年(2025年)1月20日

川島町水道事業・川島町下水道事業
川島町長 飯島 和夫 様

川島町上下水道事業審議会
会長 安原 正也



上水道料金及び下水道使用料の改定について（答申）
令和6年(2024年)8月2日付、川上下発第384号で諮問を受けた標記のことについて、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論を得ましたので答申します。

記

上水道料金及び下水道使用料の改定について

答 申 書

令和 7 年 1 月 2 0 日

川島町上下水道事業審議会

1 上水道料金の改定について

(答申)

1 はじめに

水道法では、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする」と定めている。

水道は、町民生活及び社会経済活動を支えるために必要不可欠な社会インフラであり、将来にわたって安全な水道水を安定的に供給することが水道事業者に求められている。

川島町の水道事業は、昭和37年（1962年）の給水開始から63年を迎え、耐用年数を経過した水道施設の老朽化対策と防災・減災のための耐震化対策が必要なことから、平成27年度に川島町水道事業アセットマネジメント、平成28年度に川島町水道事業ビジョン（令和4年度に改定）、平成29年度に川島町水道事業経営戦略（令和5年度に改定）を策定し、中長期的な更新計画と財政収支の見通しを図りつつ、計画的な取り組みを進めている。

浄水場施設から緊急避難所までの基幹管路や各浄水場施設の設備など高度経済成長期に整備した水道施設の更新を着実に進めているが、多額の費用を要することから、その財源確保が課題となっている。

川島町の水道料金は、口径16mm以下及び20mmについては、平成11年5月1日に基本料金を60円値下げして以来、約25年間据え置きとしている。また、30mm以上の口径については、昭和59年5月1日に改定して以来、約40年間据え置きとしてきた。一方、水需要は少子高齢化による人口減少と節水機器の普及や節水意識の高まりの影響を受け、平成22年度をピークに減少へ転じ、この傾向は今後も続く予測され、水道事業の経営状況は更に厳しさを増すことが想定される。

また、新型コロナウイルス感染症によるライフスタイルの変化や、ロシアによるウクライナ侵攻を始めとする国際情勢の不安定化、深刻な物価高騰など、国内外の目まぐるしい変化が水道事業を取り巻く社会経済環境に多大な影響を及ぼしている。

このような状況を背景としつつ、令和6年8月2日に川島町長から本審議会に対して「上水道料金（及び下水道使用料）の改定について」の諮問を受けたところである。

本審議会では、安定的、かつ持続的な水道事業の実現を目指し、適正な水道料金制度のあり方について、合計5回にわたり慎重に審議を重ねた。その結果、次のとおり、結論を得るに至ったので、ここに答申する。

なお、留意されるべき事項について、付帯意見を申し添える。

2 答申理由（答申に至る経緯）

（1）適正な水道料金の水準について

令和5年度に見直しを行った川島町水道事業経営戦略では、現行の料金水準のままでは施設の維持管理や更新などに必要な費用を賄うことが出来ず、令和17年度には資金が枯渇する恐れがあることから、今後30年間の経営シミュレーションを行い、10年毎の期間目標を設定している。これに基づくI収支向上期（令和6年～15年）の期間目標は「経営の健全化」※として設定されており、目標を達成するためには、令和7年度に20%、令和12年度に17%の料金改定率が必要と試算されていた。

しかしながら、この経営シミュレーションは、県水受水費の値上げ率が10%で推移することを前提としたものであり、令和6年7月に発表された県営水道事業の県水受水費の値上げ率は想定を上回る23.4%と示されたため、当初の計画を更に見直す必要が生じた。この外部環境の変化を踏まえて再度の経営シミュレーションを行ったところ、経営戦略のI収支向上期の期間目標「経営の健全化」を達成する水準として、第1案「25%」と第2案「30%」の二つの料金改定率案が導かれた。

本審議会では、この二つの案を種々検討したが、第1案は当初の経営戦略案からの変更を最小限に抑えることを考慮したため、本来「料金算定要領」で算入すべきとされている資本費用の「支払利息」の一部と「資産維持費」の全部が算入できていないため、経営戦略で定めたI収支向上期の期間目標「経営の健全化」の目標を達成することが困難であると考えられる。

一方、第2案は「料金算定要領」で算入すべきとされている資本費用の「支払利息」の全部と「資産維持費」の一部が算入できており、経営戦略で定めたI収支向上期の期間目標「経営の健全化」の目標を達成することが可能と判断でき、第2案が適当であると判断した。また、社会経済情勢の変化が激しいことも考慮すると後年度（令和12年度）に予定される料金改定への影響を最小限に抑えられることも評価した点である。

なお、第2案を採用した場合、令和12年度の改定率は13%程度となることが見込まれるとの推計が事務局から示されている。

※ I収支向上期の期間目標「経営の健全化」：料金回収率100%以上、経常収支比率100%以上

（2）料金体系について

ア 基本料金及び従量料金

本町の水道料金は、基本料金と従量料金からなる二部料金制で、基本料金は口径別、従量料金は逓増型を採用している。現行の料金体系は、平成11

年度の料金改定時に小口使用者（主に家事用）の基本料金の値下げをしている。本町の給水人口は、平成11年をピークに漸減傾向にあり、将来的にも給水人口の増加は見込まれない。また、一戸当たりの平均有収水量も平成22年をピークに漸減傾向となっている。

水道料金算定の基礎となる総括原価のうち固定費は約7割を占めており、水道事業経営の安定化を図るためには、固定費の全てを基本料金で賄うべきであるが、その場合、基本料金は高額となり、単身や高齢者世帯といった小口使用者に対する料金負担割合が大きくなる。

そのため、固定費の一部を基本料金に、それ以外を従量料金に配賦する料金体系の継続が適当であると判断した。また、従量料金については、利用者負担の公平性といった観点から均一制が望ましいが、小口使用者に対する激変緩和措置として、逓増型を継続することが妥当である。

イ 基本水量

基本水量制は、公衆衛生上の観点から一定量以上の生活用水の使用を促進するため多くの団体で導入されてきた制度であり、本町でも、1か月当たり10m³を基本水量として設定している。

しかし、近年は単身世帯の増加、人口減少・核家族化による世帯人員の減少、節水機器の普及等により、基本水量以内の使用者が増加しており、基本水量超の使用者との公平性という観点から、基本水量を廃止する団体も増加している。

本町においても、基本水量内の使用者は増加傾向にあり、使用水量が異なるにも関わらず、料金が同額という不公平感が増して来ていると考えられる。

こうした現状と今後さらに基本水量内の使用者が増加していく予測に基づき、受益者負担の原則に沿って、基本水量制を廃止することが適当であると判断した。

一方で、これまで基本水量として含まれていた1か月当たり10m³までの水量に関しては、従量料金を低く抑え、料金負担の軽減を図ることが妥当である。

(3) 料金改定の時期について

令和5年度に見直しを行った川島町水道事業経営戦略では、I 収支向上期の期間目標「経営の健全化」を達成するため、令和7年度と令和12年度に段階的に料金改定が必要であると試算されている。

本審議会では、このことを踏まえて種々検討を行い、「料金算定要領」に基づく料金算定期間が「５年間」であること及び急激な料金水準の変更は、町民の社会経済活動への影響が多大であることから、経営戦略で示されたとおり、令和７年度及び令和１２年度での段階的な料金改定が適当であると判断した。

なお、料金改定にあたっては、十分な周知期間を確保しつつ、出来る限り早期に実施することが望ましい。

3 答申（まとめ）

（１）適正な水道料金水準について

川島町水道事業経営戦略のⅠ収支向上期（令和６年～１５年）の期間目標である「経営の健全化」を達成するため、令和７年度の料金改定は、平均改定率を３０％とすることが適当である。

（２）料金体系について

令和７年度の料金改定における「基本料金」、「従量料金」及び「使用水量」については「別表１料金表（案）」のとおりとすることが適当である。

（３）料金改定の時期について

十分な周知期間を確保しつつ、出来る限り早期に実施することが望ましい。

4 付帯意見

ア 令和１２年度に予定する次回の料金改定については、その時点における社会経済情勢の変化を的確に捉えるため、水道事業経営戦略の見直しを行い、改めて検証すること。

イ 今回の料金改定においては、「料金算定要領」で算入すべきとされている資本費用の「資産維持費」の一部しか算入できていない。給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のため、資産維持費の段階的な算入について検討すること。

ウ 更なる経営の安定化のため、基本料金の構成比率を高めるとともに、利用者負担の公平性という観点から、逦増制料金体系における逦増度の緩和に向けた見直しを検討すること。

エ 川島町水道事業ビジョン及び川島町水道事業経営戦略に基づき、より一層の経営効率化と経費削減に努め、施設の更新・改築にあたっては、施設規模の最適化や資機材の仕様変更等による合理化を図り、適正かつ健全な経営の継続に努めること。

オ 消費税率改定を除いた実質的な料金改定は、平成１１年度に値下げして以来、約２５年ぶりとなることから、利用者に料金改定の必要性を十分理解してもらえよう、利用者に分かりやすい情報提供に努めること。

別表 1

上水道料金表（案）（1 か月につき）

（税抜）

区分			現行単価	改定後単価
基本料金	メーター口径	16mm 以下	6 8 8 円	3 1 0 円
		20mm	7 4 4 円	3 7 0 円
		25mm	2, 3 7 4 円	1, 6 0 0 円
		30mm	3, 9 3 1 円	3, 2 0 0 円
		40mm	6, 7 1 0 円	6, 0 0 0 円
		50mm	1 6, 6 4 3 円	1 5, 9 0 0 円
		75mm	2 4, 2 1 5 円	2 3, 5 0 0 円
		100mm	3 1, 7 1 5 円	3 1, 0 0 0 円
従量料金	使用水量	0 m ³ から 10 m ³ まで		7 0 円/m ³
		11 m ³ から 20 m ³ まで	1 1 0 円/m ³	1 4 0 円/m ³
		21 m ³ から 30 m ³ まで	1 4 0 円/m ³	1 9 0 円/m ³
		31 m ³ から 50 m ³ まで	1 7 0 円/m ³	2 3 0 円/m ³
		51 m ³ から 100 m ³ まで	1 9 0 円/m ³	2 5 0 円/m ³
		101 m ³ 以上	2 1 0 円/m ³	2 7 0 円/m ³

2 下水道使用料の改定について

(答申)

1 はじめに

下水道法では「都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資する」ことが下水道整備の目的とされている。下水道事業は、汚水の収集・処理と雨水の収集・放流により、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全及び浸水防除の役割を担っている。

川島町の下水道事業は「荒川右岸流域下水道」として、昭和51年度から施設整備に着手し、昭和63年度から一部供用を開始した。令和6年度現在において施設整備から48年、供用開始から36年が経過し、施設の経年化が進行している。こうした状況において、下水道施設を健全な状態で維持するために、適切な点検、調査、修繕及び改築が必要であることから、本町ではストックマネジメントの策定に向けた管路施設の調査に令和5年度から着手した。また、平成30年度に下水道事業経営戦略（令和5年度に改定）を策定し、経営の健全化に向けた取り組みを継続している。

下水道事業の経営は独立採算制の原則に従い、事業の運営（汚水）に必要な経費は使用料収入で全て賄うべきであるが、現状においては一般会計から繰入金として多額の補填を受けており、町の財政に依存している。また、人口減少に伴う使用料収入の減少や経年化した既存施設の修繕・改築に多額の費用が掛かることが見込まれ、今後、現状の収支不均衡が更に拡大することが懸念されている。

下水道使用料は、消費税率改定を除いた実質的な使用料改定は、昭和63年に供用を開始して以来約36年間据え置きとしており、下水道事業の経営はより一層厳しさを増していく中で、新型コロナウイルス感染症によるライフスタイルの変化やロシアによるウクライナ侵攻を始めとする国際情勢の不安定化、深刻な物価高騰など、国内外の目まぐるしい変化が下水道事業を取り巻く社会経済環境にも多大な影響を及ぼしている。

このような状況を背景としつつ、令和6年8月2日に川島町長から本審議会に対して「下水道使用料（及び上水道料金）の改定について」の諮問を受けたところである。

本審議会では、安定的、かつ持続的な下水道事業の実現を目指し、適正な下水道使用料制度のあり方について、合計5回にわたり慎重に審議を重ねた。その結果、次のとおり、結論を得るに至ったので、ここに答申する。

なお、留意されるべき事項について、付帯意見を申し添える。

2 答申理由（答申に至る経緯）

（１）適正な下水道使用料の水準

令和５年度に見直しを行った川島町下水道事業経営戦略では、現行の使用料水準のままでは、不採算経費の赤字補填である町の一般会計繰入金（基準外繰入金）に依存する経営体質からの脱却が困難なうえ、近い将来に老朽管路の維持更新に必要な費用が増大することが見込まれることから、今後１０年間（令和６年～１５年）の経営シミュレーションを行い、経営目標として「収支構造の改善及び内部留保資金の確保」※が設定されており、目標を達成するためには、令和７年度に２０％、令和１２年度に２８％の使用料改定率が必要と試算されていた。

しかしながら、この経営シミュレーションは、荒川右岸流域下水道維持管理負担金について排水量の減少と値上げによる増額がほぼ均衡し、現行と同規模の負担金で推移することを前提としたものであり、令和６年５月に示された荒川右岸流域下水道維持管理負担金の値上げ率は想定を大幅に上回る３４．４％であったことから、当初の計画を更に見直す必要が生じた。この外部環境の変化を踏まえて再度の経営シミュレーションを行ったところ、経営戦略の経営目標「収支構造の改善及び内部留保資金の確保」を達成する水準として、第１案「２５％」と第２案「３０％」の二つの料金改定率案が導かれた。

本審議会では、この二つの案を種々検討したが、いずれの案も「使用料算定要領」で本来算入すべきとされている資本費用の「支払利息」と「資産維持費」の算入はできないが、第２案は「減価償却費」のほとんどを算入することが可能であり、第１案よりも経営戦略の経営目標「収支構造の改善及び内部留保資金の確保」を達成することが可能と判断でき、第２案が適当であると判断した。また、社会経済情勢の変化が激しいことも考慮すると後年度（令和１２年度）に予定される使用料改定への影響を最小限に抑えられることも評価した点である。

なお、第２案を採用した場合、令和１２年度の改定率は３０％程度とすることが見込まれるとの推計が事務局から示されている。

※収支構造の改善：経費回収率 １００％以上（基準外繰入金の縮減）

内部留保資金の確保：内部留保資金残高 使用料１年分（１８０,０００千円）以上

（２）使用料体系について

ア 基本料金及び従量料金

本町の下水道使用料は、基本使用料と従量使用料からなる二部料金制で、従量使用料は使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進使用料制が採用されている。本町の下水道使用料対象経費の約6割が固定費となっており、下水道事業経営の安定化を図る場合、本来はその全てを基本使用料で賄うことが適当であるが、その場合には基本使用料は高額となり、単身や高齢者世帯といった小口使用者の使用料負担割合が大きくなる。このため、固定費の一部を基本使用料に、それ以外を従量使用料に配賦する使用料体系の継続が適当である。

また、従量使用料については、大口需要者の需要変動リスクに対応するコストを適切に調整・配賦することや小口使用者に対する激変緩和措置として、累進使用料制を継続することが適当である。

イ 基本水量（基本排除量）

下水道の基本水量制は、上水道の基本水量に準じて多くの団体に導入されてきた制度であり、本町でも、1か月当たり10m³を基本水量として設定している。

しかし、近年は基本水量以内の使用者が増加しており、基本水量超の使用者との公平性という観点から、上水道と同様に基本水量を廃止又は縮小する団体も増加している。

本町においても、基本水量内の使用者は増加傾向にあり、使用量が異なるにも関わらず、使用料金が同額という不公平感が増して来ていると考えられる。こうした現状と今後さらに基本水量内の使用者が増加していく予測に基づき、上水道と同様に受益者負担の原則に沿って、基本水量制を廃止することが適当である。

一方で、これまで基本水量として含まれていた1か月当たり10m³までの使用量に関しては、従量使用料を低く抑え、使用料負担の軽減を図ることが妥当である。

（3）使用料改定の時期について

令和5年度に見直しを行った川島町下水道事業経営戦略では、経営目標「収支構造の改善及び内部留保資金の確保」を達成するため、令和7年度と令和12年度に段階的に使用料改定が必要であると試算されている。

本審議会では、このことを踏まえて種々検討を行い、「使用料算定要領」に基づく使用料算定期間が「5年間」であること及び急激な使用料水準の変更は、町民の社会経済活動への影響が多大であることから、経営戦略で示され

たとおり、令和 7 年度及び令和 1 2 年度での段階的な使用料改定が適当であると判断した。

なお、使用料改定にあたっては、水道事業と同様に十分な周知期間を確保しつつ、出来る限り早期に実施することが望ましい。

3 答申（まとめ）

（１）適正な下水道使用料の水準について

川島町下水道事業経営戦略の経営目標「収支構造の改善及び内部留保資金の確保」を達成するため、令和７年度の料金改定は、平均改定率を３０％とすることが適当である。

（２）使用料体系について

令和７年度の使用料改定における「基本使用料」、「従量使用料」及び「使用量（排除量）」については「別表２使用料表（案）」のとおりとすることが適当である。

（３）使用料改定の時期について

水道事業と同様に十分な周知期間を確保しつつ、出来る限り早期に実施することが望ましい。

4 付帯意見

- ア 令和12年度に予定する次回の使用料改定については、その時点における社会経済情勢の変化を的確に捉えるため、下水道事業経営戦略の見直しを行い、改めて検証すること。
- イ 今回の使用料改定においては、「使用料算定要領」で算入すべきとされている資本費の「減価償却費」のほとんどは算入できているが、未だ全部を算入できていない。また、同様に「支払利息」及び「資産維持費」の全部が算入できていない。実体資本の維持及びサービスの継続のため、これらの経費の段階的な使用料への算入について検討すること。
- ウ 川島町下水道事業経営戦略に基づき、より一層の経営効率化と経費削減に努め、施設の修繕・改築にあたっては、施設規模の最適化や資機材の仕様変更等による合理化を図り、適正かつ健全な経営の継続に努めること。
- エ 消費税率改定を除いた実質的な使用料改定は、昭和63年に供用を開始して以来約36年ぶりとなることから、使用者に使用料改定の必要性を十分理解してもらえるよう、使用者に分かりやすい情報提供に努めること。

別表 2

下水道使用料表（案）（1 か月につき）

（税抜）

区分			現行単価	改定後単価
基本使用料			7 0 0 円	4 7 0 円
従量使用料	使用量（排除量）	0 m ³ から 10 m ³ まで		5 0 円/m ³
		11 m ³ から 20 m ³ まで	7 0 円/m ³	9 0 円/m ³
		21 m ³ から 30 m ³ まで	8 0 円/m ³	1 1 0 円/m ³
		31 m ³ から 50 m ³ まで	9 0 円/m ³	1 2 0 円/m ³
		51 m ³ から 100 m ³ まで	1 0 0 円/m ³	1 3 0 円/m ³
		101 m ³ から 200 m ³ まで	1 1 0 円/m ³	1 5 0 円/m ³
		201 m ³ から 500 m ³ まで	1 3 0 円/m ³	1 8 0 円/m ³
		501 m ³ 以上	1 5 0 円/m ³	1 9 0 円/m ³